

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	白河市	事業名	史跡白河官衙遺跡群(借宿庵寺跡)	事業形態		直接買上げ							
(1) 公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)													
<p>白河官衙遺跡群は、昭和59年7月に関和久官衙遺跡(泉崎村)として国史跡に指定、平成22年8月に借宿庵寺跡(白河市)が追加指定され、同時に現在の名称に変更した。令和6年2月には借宿庵寺跡の一部追加指定があり、現在に至っている。</p> <p>白河市は、管理団体として責任を持って史跡の適切な保存管理を図るため、平成28年度に保存活用計画の策定を行った。指定対象地は、現状では住宅地となっており、市による一体的な土地の整備事業を妨げている。このため白河市は、特に緊急性の高い案件から順次公有化を進め、並行して暫定的な土地の整備を行って、史跡地の活用を進めていくこととしており、令和7年度は(2)に掲げる4筆の土地を公有化予定である。この4筆は、平成22年8月および令和6年2月に史跡に追加指定された土地であるが、土地所有者が史跡指定後の速やかな公有化を条件に、指定に同意した経緯がある。史跡指定による財産権の制約を速やかに補償するため、可及的速やかに公有化を図る必要がある。</p> <p>なお、上記4筆の公有化が完了しなければ、史跡公園の一部区画の暫定的な整備への着手が遅延することになる。</p> <p>また、上記4筆の公有化範囲を含む史跡の活用計画については、「史跡白河舟田・本沼遺跡群、白河官衙遺跡群保存活用計画書」のP.67～79に記載されている。(☆)</p>													
(2) 令和7年度公有化の計画													
番号	公有化計画地		公有化の緊要性				令和8年度以降当面の活用方針						
1	白河市借宿株木41番		所有者が、史跡指定後の速やかな公有化を条件に指定に同意した経緯があるため。				公有化した土地の草刈りを年3回実施し、緑地帯として開放。また、史跡を紹介する簡易解説板を設置し、市民、観光客等を対象に、ボランティアガイドによるツアーを実施。						
2	白河市借宿株木43番1		所有者が、史跡指定後の速やかな公有化を条件に指定に同意した経緯があるため。										
3	白河市借宿株木35番		所有者が、史跡指定後の速やかな公有化を条件に指定に同意した経緯があるため。										
4	白河市借宿株木36番		所有者が、史跡指定後の速やかな公有化を条件に指定に同意した経緯があるため。										
5													
当該年度事業費		67,506千円	当該年度補助額		54,004千円								
(3) 公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)													
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
公有化			R7～9										
管理 (R7買上地)	草刈	シルバー人材センターに委託し、年3回実施	R8～16										
	巡回監視	職員によるパトロールを年3回実施	R8～16										
活用 (R7買上地)	緑地帯開放	草刈等の維持管理を行いながら暫定開放	R8～16										
	暫定整備 (解説板整備・ガイド)	簡易解説板の設置 ボランティアガイドによる解説	R8 R9～16										
活用 (全体計画)	整備計画等策定	整備基本計画策定 設計 整備工事	R10 R11 R12～R16										
	史跡公園公開		R17～										
上記に係る特記事項													
<p>・R7買上地の暫定開放は、史跡公園としての公開を部分的に先行して実施するものであり、史跡全体の整備基本計画との整合性に留意して実施する。</p> <p>・ボランティアガイドによる解説は、R7買上地に設置する簡易解説板を活用して実施することとし、当該史跡の重要性、今後の整備・活用計画の理解を促進するものとする。</p>													